令和5年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第4回第二分科会
開催日時	令和5年7月31日(月曜日) 午前10時から正午まで
開催場所	葛飾区役所新館 5 階 庁議室
出席者	【委員7人】
	(出席) 小松原会長、鈴木委員、折登委員、上村委員、千田委
	員、白田委員、大久保委員
	(欠席)尾澤委員
	【区側6人】
	事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員4人)

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 答申内容のまとめ

- (1) 働く世代への総合的な健康づくり支援、高齢者の保健事業【区民の総合的な健康づくり支援】
- 会 長:本日は答申に向けた評価結果を見据え、議論を進めていく。まずは 成果ついて、意見を伺いたい。
- A 委 員:他部との連携だが、実態がわかりづらいように思う。また、地域共生社会の構築は行政として重要と考えるが、当該事業においては地域との関わりが不足していると考える。
- 会 長:地域共生社会の構築を目指すためにも、他部との連携のみならず、 新しい取組を検討し、必要に応じて予算措置をしてほしい。また、 現在の成果指標では、事業の成果に対して評価をすることが困難で あるため、指標の見直しは必要である。

続いて、コストについて議論をしたい。委託料について見直しは難 しいが、参加人数を増やすことで単位あたりのコストを削減すべき である。また、国や都からの補助金は適切に支給されるよう申請を してほしい。

B 委 員:事業を継続的に実施できるように、契約するのがよいと考える。

会 長:長期的に契約することで、事業の継続性を確保し、コストの削減も 目指してもらいたい。

続いて、今後の方向性について議論をしたい。「高齢者の保健事業

【区民の総合的な健康づくり支援】」は事業が充実しているように 思うが、「働く世代への総合的な健康づくり支援」は事業の改善に 向けての検討が必要である。例えば、小さな規模の事業所でないと、 当該事業に参加しないのではないか。また、従業員の健康維持に意 識のある事業所であれば、当該事業に参加する可能性は高いと思う が、意識が低い場合は参加をしないため、結果として参加する事業 所に偏りが出ていると考える。

参加するにあたって何かインセンティブがあるとよい。また、多くの事業所に区の取組を知ってもらうためにも、周知を強化してほしい。その際、インセンティブも併せて伝えることは重要である。

- C 委員:区内事業所は、「働く世代への総合的な健康づくり支援」事業について知らないだけであり、周知を強化すれば、参加する事業所は増えると考える。
- D 委員:健康無関心層にアプリを活用してもらうためにも、例えば、区内で働いている保育士、幼稚園や学校の先生へアプリの利用を促してはどうか。保育士や先生から保護者へアプリの評判が伝わり、保護者の利用促進にも波及することが期待できる。
- E 委員:「働く世代への総合的な健康づくり支援」事業の周知だが、法人会 や商工会議所で事業主へ直接働きかけてもらうことが効果的である。
- 会 長:法人会や商工会議所へ周知をするだけでなく、各支部単位に周知を 試みてもらうこともよいのではないか。また、地区センターを活用 している団体へ周知をするなど、小さなコミュニティから少しずつ アプリの利用者を増やしていくのはどうか。
- C 委 員:事業所がしごと発見プラザかつしかで求人情報を出す際に、事業所 のアプリ利用を促すため、インセンティブを示すなど、産業経済課 と事業連携をするのはどうか。
- F 委員:民間のジムのように、手軽に健康維持ができる施設があるとよい。
- 会 長:働いている若い世代が空いている時間を活用して、民間のジムに行くことでポイントが付与されるなど、民間との連携も検討してほしい。高齢者だけでなく、若い世代の健康づくりも支援してほしい。
- D 委員:アプリの利用説明会についてだが、回数だけでなく、開催場所も青戸以外で実施してほしい。また契約期間については、事業の継続性を担保するため、複数年の契約を検討してほしい。
- A 委 員:高齢者の健康寿命延伸は非常に大切なことであり、例えばスポーツ を通して健康につなげるなど、具体的な策を所管課には検討してほ しい。
- 会 長:他部との連携として、答申に追加させていただく。

これまでに出た意見をまとめ、最終的な評価結果とする。

(2) 空家等対策

会 長:まずは成果ついて、意見を伺いたい。

B 委員:実際に街を歩くと、特定空家と思われる家が散見される。地区を絞り、数年かけて空家等の実態調査をしてほしい。

会 長:区へ相談していない空家等があると推測される。区としても、実際 の空家等の数を把握しないと、事業の成果を確認することができな いと思われるため、区へ相談がない空家等を把握するための実態調 査について提案したいと考える。

会 長:続いてコストについてだが、単位あたりコストが増加している。今後は、実態調査や周知の強化等の必要な取組に対して、効率的・効果的に予算配分をしてほしいと考える。次に、今後の方向性について議論したい。行政代執行は、積極的に行うものではなく、最終手段だと考えるがいかがか。

A 委 員:同感である。行政代執行に至る前の策として、家族信託、任意後見制度、法定後見制度が挙げられる。しかし、制度はあるが活用はされていないと思われるため、そこは区も活用における周知活動に力を入れてほしい。また、区のみならず、NPOなどの民間団体との協働も促進させることで、空家等の問題を解決すべきである。

会 長:行政代執行については、空家等の所有者に粘り強く働きかけるなど、 様々な策を講じた上で解決に至らなかった空家等に対し、コストは 発生するものの最終的に実施すべきという整理にさせていただく。 また、やむを得ない事態になった際は、躊躇なく行政代執行を検討 すべき旨も答申に追記させていただく。

A 委員:空家等対策特別措置法が改正されると思うが、法律は必要最低限の 取り決めであるため、地域性を考慮した条例や要綱は策定すべきだ と考える。今後、認知症患者の数は増えていくことが想定され、こ のままだと空家等の問題はより困難になると思う。

会 長:国から示されるガイドラインを踏まえ、所管課は今後の対応を検討 すると思うが、それだけではなく、区の地域性に沿ったきめ細やか な対応をするためにも、条例や要綱の策定は必須であると考える。

B 委 員:空家等対策は、特定空家等に対する対策、今後空家等を増やさない ための対策の2点が重要と考える。この2点に焦点を当てるべきで はないか。

会 長:特定空家等に対する対処について、家の状態を鑑みると利活用は難 しい。利活用では、これまで家を壊し、売るといったことを民間と 協働してきている。

- B 委 員:区と関わりがある家屋診断士、土地の不動産鑑定士を所有者に紹介 するといった働きかけはできないのか。
- 会 長:相談する際に、複数の書類を用意することは手間であるし、相談への敷居を上げることになる。専門家である必要はなく、区民にとって手間なく、些細な相談ができる窓口を紹介する仕組を作ってほしい。その際、他部署の窓口や区民相談室など、既に相談窓口があるのであれば、積極的に案内をしてもらえればと思う。
- B 委員:補助金を例に挙げると、申請時に複数の書類を用意させることは、 敷居が高くなる。区として、申請時の簡略化は検討してほしい。
- 会 長:補助金申請時に要件が厳格になることは理解できるが、わかりやす く周知をしてほしい。他自治体のホームページのサイトも参考にし てほしい。

空家等を利活用するため、区が「活用可能な空家等」と「空家等を活用したい方」をマッチングするといった提案もあるが、実際は利活用すべき空家等も少ないことから実現性が低い提案ではないか。まずは、民間の専門業者との連携を一層促進させてほしい。そこで成果が出ないようであれば、他自治体で事例のある利活用のマッチングなども検討すべきである。

- E 委 員:住んでいる人もおらず、崩れかけたりして周囲に悪影響が出ている 空家等について、区は具体的な対処方法を検討すべきではないか。 例えば、民間のことに行政が介入するのは難しいため、区の条例を 策定し、一時的に区が対応できるようにするといったことが考えら れる。
- 会 長:区の地域性や、個別の事情に対応するため、条例や要綱の策定と いった法整備をする必要性は高いと考える。
- A 委 員:空家等を今後増やさないためには、相談窓口の設置が有効だと考えるが、専門家による相談は一定の料金が発生するなど、敷居が高い。 提案になるが、空家等の専門家による相談窓口を区で設けてほしい。 その際は、料金を抑えるといったことや、まとまった相談時間を確保するなど、使いやすい相談窓口としてほしい。
- 会 長:専門家への相談は敷居が高いため、まずは専門家にこだわらず、相談がしやすい窓口を開設してもらい、その後、必要に応じて専門家への相談へ繋げていけばよいのではないか。区では、専門家の派遣支援事業を実施しているが、分科会としてはその事業の充実を求めていきたいと考える。
- B 委 員:都税事務所との連携をすることで、納税状況が区も把握できると思

うがいかがか。

事務局:個人情報の目的外利用となり、連携は難しい。

会 長:事業の効率化に寄与するのであれば、都税事務所との連携も検討してほしいと考える。

D 委員:特定空家等となった家の保存状態では、利活用は難しいと考える。 保存状態が悪い家は壊すべきではないか。所管課には特定空家等への対応のみならず、特定空家等になる前の対処も積極的に行ってほしい。その際、近隣自治体の取組も参考にしてほしい。また、家の所有者はいるが、グループホームに入所したなど、住んでいる方がいないといったケースもある。このような家がどの程度区内にあるのかを区として把握したほうが良いのではないか。さらに、空家等を未然に防ぐためには、若い世代の方へ、将来直面するであろう家の問題についての啓発をしていくべきである。

会 長:直接の空家等対策にはならないと思うが、若い世代の方には、後見 人制度も手段としてあるといったことを啓発していく必要性はある と思う。

F 委員:空家等を放置することは、マナーの問題でもあると思う。学校教育 の段階から、啓発が必要なのではないか。

C 委員:空家等を把握する際の調査時には、町会や民生委員も協力できるかもしれないので相談してほしいと考える。

会 長:民間だけでなく、町会や民生委員からも協力を得るなど工夫をし、 区による現地調査は積極的に行ってほしいと考える。その際、費用 が発生することはやむを得ないと考える。

これまでに出た意見をまとめ、最終的な評価結果とする。

3 その他

事務局より事務連絡

4 閉会